

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	子ども医療費助成事業 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、子ども医療費助成事業における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを事前に分析し、この様なリスクを軽減させるための適切な措置を講じることによって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

中野区

公表日

令和8年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成事業に関する事務
②事務の概要	中野区子どもの医療費の助成に関する条例において特定個人情報を以下の業務で取り扱う。 ① 医療証の交付に係る申請の受理、その申請に係る事実についての審査に関する事務 ② 申請事項の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務 ③ 公簿等によって確認したことに伴う職権に基づいた受給資格の変更・消滅処理に関する事務 ④ 保護者変更、年齢到達、住民票の異動や監護・生計の内容に伴う受給資格の変更・消滅処理に関する事務 ⑤ 現況届の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務 ⑥Public Medical Hub (PMH) への本事務に係る対象者情報(個人番号を含む。)と公費資格情報の紐付け・登録(当該事務により、区民がマイナポータルを介して本事務に係る公費医療費助成の資格情報を取得し、及び閲覧すること、医療機関の受診の際、公費医療費助成の給付を受けるために、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードとオンライン資格確認端末を用いることにより、資格情報を医療機関が取得し、及び閲覧することが可能となる。)
③システムの名称	子育て支援システム、住民情報連携基盤システム、中間サーバー、Public Medical Hub (PMH)
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 中野区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号、委員会規則第4条第1項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども教育部子育て支援課
②所属長の役職名	子ども教育部子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中野区子ども教育部子育て支援課 〒164-8501 東京都中野区中野四丁目11番19号 電話03-3389-1111(代表)

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	照会結果については、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしており、特定個人情報を含む書類は必ず施錠可能な書棚に保管することを徹底している。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者については、定期的にサイバーセキュリティ研修を実施している。	

変更箇所

[illegible]